

## 凡

## 例

1. この統計書は、国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムによる業務日報並びに東北運輸局青森運輸支局における資料を参考にして集計整理した結果表です。

「市町村別保有車両数」は、令和7年3月末現在の地域別詳細版として40市町村に細分類したもので、当該市町村別に使用の本拠の位置を有する自動車をいいます。

なお、令和2年版から軽二輪車の市町村別保有車両数のデータがございませんのでご了承ください。

2. この統計書の編纂方法および用語の定義は次のとおりです。

- (1) 道路運送車両法第4条の登録自動車、同法の第60条および第97条の3による車両番号の指定を受けた小型二輪自動車および軽自動車を集計の対象としました。

- (2) (1) による自動車を市町村別、用途別、業態別、車種別に集計整理して掲載しました。

(イ) 用途別とは、貨物、乗合、乗用、特種（殊）用途とします。

(ロ) 特種用途自動車とは、緊急車、医療防疫車、放送宣伝車、霊柩車、散水車、冷蔵冷凍車、護送車、タンク車、郵便車、糞尿車などで、主たる目的が特種である自動車であってその目的遂行に必要な構造、装備を備えており、8ナンバーに相当するものです。

(ハ) 大型特殊自動車とは、雪上車、除雪車、ポール・トレーラ、ブルドーザ、ショベルローダ、ロードローラなどの特殊な作業を行うことを目的として製作された自動車であって、特殊な構造上の要件を有する9ナンバー若しくは0ナンバーに相当するものです。

(ニ) 車種別とは、道路運送車両法による普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、および軽自動車です。

注) 乗合用自動車の区分は次のとおりです。

普通車－（乗車定員30人以上）－は、普通自動車で乗車定員30人以上のもの。

小型車－（乗車定員11人以上）－は、普通自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの  
および小型自動車で乗車定員11人のもの。